

2023年10月11日

三幸製袋株式会社

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女共にすべての労働者がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

当社の課題

- ・女性からの応募が少ない
- ・仕事と家庭の両立を後押しする雇用の在り方を継続して行う

1. 計画期間 2023年 11月 1日～ 2026年 10月 31日までの 3年間

2. 内容

目標1： 2024年1月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 2023年11月～ 所定外労働の現状を把握
- 2023年12月～ 社内各部署での検討開始
- 2023年12月～ ノー残業デー（毎週1日以上）の実施
管理職への研修（年1回）及び勤怠管理システムなどによる社員への周知

目標2：有期契約労働者を含む全社員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間6日以上とする。

<対策>

- 2023年11月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 2023年11月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を計画期間中に6回行う
- 2023年11月～ 社内全体において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 2023年11月～ 勤怠管理システムを導入し、周知活動を行う

以上